

【薬局】個別指導における指摘事項

区 分	指 摘 項 目	指 摘 内 容	算定区分	算 定 項 目 等	指摘対象医 療機関数	
1 調剤と調剤技術料 に関する事項	1 疑義照会の実施	薬学的に疑義がある処方について、処方医に疑義照会を実施していない。			22	
		① 用法・用量が承認と異なる処方			20	
		② 同効薬の併用処方・重複投与の疑いがある処方			7	
		③ 適応外の処方			3	
		④ 月余にわたって漫然と使用すべきでない薬剤の長期処方			6	
		⑤ 投与期間超えが疑われる処方			2	
		⑥ 薬学的に問題のある長期投与の処方			1	
		⑦ 服用日が誤っている処方			1	
		⑧ 薬剤の数量単位に疑義がある処方			1	
		⑨ 外用薬の貼付部位・貼付回数の記載がない処方			11	
	⑩ 漢方薬の食後服用の処方			1		
	2 処方せんへの記入	調剤したときに処方せんに記載する事項を記載していない。				1
		処方せんに記載した事項が判読不明である。				3
		処方せんに記載した事項の訂正方法が不適切である。 (修正テープを使用しての訂正)				1
	3 調剤録への記入	調剤した薬剤師氏名を記載していない。				2
		調剤録に記載する事項が判読不明である。				2
		調剤した薬剤師の氏名ではなく、姓だけを記載している。				1
		記載すべき事項以外の記載があり見読性にかける。				1
		処方せんに記載した調剤者氏名と一致していない。				1
	4 変更調剤	医薬品の調剤について処方医の同意なく変更している				1
5 自家調剤	勤務薬剤師の同居家族に係る調剤について薬学管理料を算定している。	10		薬剤服用歴管理指導料	1	
		10 注5		乳幼児服薬指導加算	1	
6 不適切に交付された処方せんによる調剤	不適切に交付された処方せんに基づき調剤している。			薬剤料を含めた調剤報酬	1	

(調剤基本料)	4 基準調剤加算	施設基準の不備	00 注2	基準調剤加算1、2	10
		① 患者に交付する文書に連携している近隣の保険薬局の所在地等を記載していない。			3
		② 薬局の外側に自局又は連携している近隣の保険薬局の連絡先電話番号等を掲示していない。			6
		③ 調剤従事者の資質の向上を図るための研修計画を作成し、その計画に基づき研修を実施していない。			4
		④ 薬学的管理指導計画書の様式をあらかじめ備えていない。			1
		⑤ 保険薬剤師に在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修を受けさせていない。			5
		⑥ 薬局の内側及び外側に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを掲示していない。			5
		⑦ 薬剤情報提供文書に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を記載していない。			3
		⑧ 薬局の内側に基準調剤加算を算定している旨を掲示していない。			1
	5 後発医薬品調剤体制加算	薬局の内側及び外側に後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を掲示していない。	00 注3	後発医薬品調剤体制加算1、2	9
(調剤料)	6 一包化加算	薬剤師が一包化の必要性である治療上の必要性を確認していない。	01 注3	一包化加算	1
		薬剤師が一包化の必要性を認めた理由を調剤録等に記載していない。	01 注3	一包化加算	4
区 分 計					143
2 薬学管理料	1 薬剤服用歴管理指導料	患者に対して以下の指導等の実施が不十分である。	10	薬剤服用歴管理指導料	24
		① 患者情報の収集が不十分			24
		② 服薬指導が不十分			24
		③ 薬剤情報提供文書による情報提供内容が不十分(患者に合っていない、理解しづらいものを含む。)			22
		④ 手帳による情報提供内容が不十分(患者に合っていない、理解しづらいものを含む。)			23
		⑤ 薬剤服用歴に処方した医療機関名及び保険医氏名の記載がない。			1
		⑥ 薬剤服用歴に指導した保険薬剤師氏名の記載がない。			1

	2 特定薬剤管理指導加算	患者情報の収集及び服薬指導が不十分である。	10 注4	特定薬剤管理指導加算	9
	3 乳幼児服薬指導加算	患者の体重を確認していない、適切な服薬方法及び誤飲防止等の服薬指導が不十分である。	10 注5	乳幼児服薬指導加算	5
	4 在宅患者訪問薬剤管理指導料	処方医から指示があった場合に適切に対応できるよう、保険薬剤師に必要な研修を受けさせていない。	15	在宅患者訪問薬剤管理指導料	1
区 分 計					134
3 その他	登録省令	保険薬局である旨を標示していない。			2
		保険薬剤師の異動について速やかに届出していない。			5
	薬担規則	施設入所者の患者に対して薬学的管理及び指導を実施していない。			3
		後発医薬品の備蓄に関する体制が不十分である			5
		患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。			1
		保険薬剤師が、調剤報酬の点検をしていない。			4
		薬剤服用歴管理指導料、点数表に基づき届出した事項、明細書発行状況に関する掲示をしていない。			3
処方せんを保険医療機関の従業者から受付している。			1		
区 分 計					24
総 合 計					301

調剤報酬の返還を指示した保険薬局: 11保険薬局